

結城市空家等解体費補助金 Q&A

【申請手続きに関すること】

質問	回答
Q. 申請手続きを代理人が行うことは可能ですか？	A. 可能です。委任状を添付してください。
Q. 郵送での申請は可能ですか？	A. 可能ですが、事前にご相談ください。
Q. 市外に住んでいても申請可能ですか？	A. 可能です。
Q. 解体及び撤去に関し権限を有すると市長が認める者とは？	A. 成年後見人、財産管理人、不在者財産管理人等です。
Q. 相続関係のわかる書類とは何ですか？	A. 下記の(1)又は(2)のどちらかの書類が必要となります。 (1) 建物の登記名義人の出生から死亡までの戸籍謄本及び相続人全員の戸籍謄本(※) (2) 法務局から発行される法定相続情報一覧図(写し) ※遺産分割協議済みの場合は不要です。
Q. 遺産分割協議書がある場合は、相続関係のわかる書類や相続人からの同意書は不要ですか？	A. 遺産分割協議済みの場合は、遺産分割協議書(空家等の取得者が分かるもの)により現所有者と認めるので、戸籍謄本と他の相続人の同意書は提出不要です。
Q. 相続人に連絡が取れない人がいますが、全員からの同意書が必要ですか？	A. 必要です。財産処分によるトラブルを防ぐためにも全員からの同意書が必要です。
Q. 共有名義の場合は同意書が必要ですか？	A. 必要です。もし共有者が死亡している場合はその相続人からの同意書が必要です。
Q. 申請書などは全てパソコン入力でもいいですか？	A. 様式第9号の同意書は、本人署名又は印鑑又は本人確認書類の写しが必要となりますが、その他の書類はパソコン入力でも構いません。
Q. 写真はどの程度撮ればいいですか？	A. 四方から撮影してください。なお、着工前と完了で同じ位置からお願いします。
Q. 見積書は全部込みの金額でいいですか？	A. 下記の(1)と(2)を分けて記載してください。 (1) 補助対象経費(建物の解体費、廃材収集運搬費、廃材処分費及び諸経費)の各金額 (2) その他(付随する建物、工作物、立木、動産等)の金額
Q. 消費税は補助対象経費に入りますか？	A. 入ります。補助対象経費に消費税を含めた金額を記載してもらってください。
Q. 敷地内の付随する建物、立木、塀、基礎なども撤去しないとイケませんか？	A. 原則、更地にさせていただくこととなります。なお、どうしても残す理由がある場合については申請前にご相談ください。
Q. 事前に雑草処理をやらないとイケませんか？	A. 建物の基礎などを近くで見るため、近くまで入って行けるのであれば必要ありません。

【対象空家等に関すること】

Q. 法人所有のものは対象となりますか？	A. 法人は対象とはなりません。個人の方が対象となります。
Q. 長屋は対象となりますか？	A. 長屋は対象とはなりません。
Q. 敷地内に空家等が2軒ありますが、1軒ずつ補助金の請求はできますか？	A. 敷地内に2軒あっても補助金の交付は、どちらか1軒分が対象となります。
Q. 判定基準の程度Ⅰとはどのくらいですか？	A. 各調査項目ごとに判定の仕方が異なります。例えば建物全体の傾きが1/60あれば程度Ⅰに該当します。また、基礎、外壁、屋根については、損傷率が15%以上であれば程度Ⅰに該当します。
Q. 土地の所有者と建物所有者が異なる場合は？	A. 土地の所有者から同意書をもらう必要があります。（建物解体後、土地の固定資産税が上がる可能性があるため）
Q. 建物が未登記ですが、申請可能ですか？	A. 可能です。市税務課発行の固定資産税所在証明書を添付してください。

【工事に関すること】

Q. 建設業法に基づく建設業の許可を受けた事業者とは？	A. 建設業法第3条第1項に基づく許可を受けている者になります。（別表第1の土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けている者）
Q. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく、解体工事業の登録を受けた事業者とは？	A. 第21条第1項の規定による登録を受けている者になります。
Q. 解体工事業者は市内の事業者のみですか？	A. 市内外は問いません。
Q. 工事途中で金額の変更があった場合は？	A. 変更の申請が必要となります。空家等解体費補助事業内容変更等承認申請書（様式第4号）を提出してください。

【実績報告 ～ 振込に関すること】

Q. 補助金を他の共有者や相続人の口座に振り込んでほしいのですが。	A. 申請者名義の口座以外の振込はできません。
Q. 実績報告時に添付する産業廃棄物管理票はどこで入手できますか？	A. 解体工事をお願いした施工業者さんから受け取ってください。産業廃棄物管理票はD票の写しなどになります。
Q. 実績報告から、補助金の振込までどのくらいかかりますか？	A. 市が補助金確定通知を出してからおおよそ1ヵ月程度となります。